塚原　光男	参議院議員	塚原光男後援会	東京都三鷹市牟礼二―一七―一八	塚原　光男	二五、	四、	二二
津田　正顕	京都府和束町長	和束町を「世界の和束」にする会	滋賀県草津市渋川一―六―一五	津田　正顕	二五、	三、	二五
富岡由紀夫	参議院議員	富岡由紀夫後援会	群馬県高崎市中尾町二〇二―五	富岡由紀夫	二五、	四、	一二
堀井　学	衆議院議員	ともに歩き学ぶ会	北海道登別市中央町五―一四―一	堀井　学	二五、	四、	一一
山際大志郎	衆議院議員	21世紀の政治経済を考える会	東京都千代田区永田町二―二―一	山際大志郎	二五、	四、	九
山下　雄平	参議院議員	雄翔会	佐賀県佐賀市城内一―三―一	山下　雄平	二五、	四、	一一

○総務省告示第三百三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年八月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
上杉　光弘	衆議院議員	近代政経調査会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区麹町二―一四	東京都千代田区永田町二―二―一
上野　宏史	衆議院議員	宏友会	主たる事務所の所在地	岡山県岡山市北区中仙道一―一―一二	岡山県岡山市内山下一―九―一五
大山　昌宏	衆議院議員	大山会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	宮崎県宮崎市松橋一―一七―一
櫛渕　万里	衆議院議員	くしぶち万里同風の会	主たる事務所の所在地	東京都町田市森野二―二五―一三	東京都千代田区永田町二―二―一
斎藤　恭紀	衆議院議員	斎藤やすのり君を育てる会	主たる事務所の所在地	宮城県仙台市泉区泉中央二―六―三	東京都千代田区永田町二―二―一
桜内　文城	衆議院議員	大功会	主たる事務所の所在地	宮城県仙台市宮城野区福室五―一二―五二	宮城県仙台市泉区泉中央二―六―三
新開　裕司	衆議院議員	裕山会	公職の種類	衆議院議員	参議院議員
末松　義規	衆議院議員	新・創造フォーラム	政治団体の名称	裕山会	新開裕司後援会
田中　朝子	衆議院議員	田中朝子と朝の会	主たる事務所の所在地	東京都小平市花小金井二―一―三九	東京都千代田区永田町二―二―一
西村　明宏	衆議院議員	新政策研究会	主たる事務所の所在地	東京都杉並区南荻窪四―二二―八	神奈川県横浜市都筑区茅ケ崎南五―二五―三六
樋口　尚也	衆議院議員	樋口尚也後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	東京都中野区本町四―四四―一四
松浦　武志	衆議院議員	特別会計を改革する会	主たる事務所の所在地	大阪府大阪市西区立売堀二―五―四一	大阪府大阪市東成区中道一―四―二
				埼玉県新座市新堀二―九―一三	埼玉県狭山市大字南入曽六一四―六
三原　朝彦	衆議院議員	国際政経研究会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	東京都千代田区一番町一三―六
森岡洋一郎	衆議院議員	人財交友会	主たる事務所の所在地	埼玉県春日部市粕壁一―四―二八	埼玉県春日部市粕壁東一―一―七

○総務省告示第三百三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十五年八月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

法第十九条第三項第二号による届出

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
大山　昌宏	衆議院議員	大山会	東京都豊島区千川二―二八―一四	大山　昌宏	二五、五、二八
沓掛　哲男	衆議院議員	てつお国土研究会	東京都台東区根岸三―一―六	沓掛　哲男	二五、五、一五
久保田　暁	衆議院議員	一志会	大阪府大阪市北区中津三―七―一五	久保田　暁	二五、二、一
田村　公平	参議院議員	泰山会	東京都世田谷区経堂四―一三―一四	田村　公平	二五、五、二
野中　英二	衆議院議員	英峰会	埼玉県加須市大越二一九四	野中　英二	二五、二、二六

○総務省告示第三百三十五号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十五年八月二十八日

総務大臣　新藤　義孝

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　北海道札幌市豊平区月寒中央通11丁目2番20号　(111.50) (2)　北海道札幌市中央区北1条西4丁目　(141.90)	北緯43度01分26秒東経141度24分01秒の地点と北緯43度03分41秒東経141度21分03秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　岩手県九戸郡九戸村大字江刺家第9地割字嶽81―10　(876.40) (2)　岩手県九戸郡軽米町大字山内第10地割字竹谷袋102　(227.40)	北緯40度16分22秒東経141度22分39秒の地点と北緯40度19分06秒東経141度24分41秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　岩手県大船渡市三陸町綾里字舘ケ森160―5　(242.40) (2)　岩手県大船渡市三陸町綾里字田浜下1　(308.60)	北緯39度03分58秒東経141度49分35秒の地点と北緯39度03分30秒東経141度49分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度02分35秒東経141度50分05秒の地点と北緯39度01分53秒東経141度50分20秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域